

## 平成 21 年第 5 回にかほ市議会定例会会議録（第 5 号）

### 1、本日の出席議員（ 24 名 ）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 飯 尾 善 紀 | 2 番  | 佐々木 正 勝 |
| 3 番  | 市 川 雄 次 | 4 番  | 池 田 好 隆 |
| 5 番  | 宮 崎 信 一 | 6 番  | 佐 藤 文 昭 |
| 7 番  | 佐々木 正 明 | 8 番  | 小 川 正 文 |
| 9 番  | 伊 藤 知   | 10 番 | 加 藤 照 美 |
| 11 番 | 佐々木 弘 志 | 12 番 | 村 上 次 郎 |
| 13 番 | 菊 地 衛   | 14 番 | 佐々木 清 勝 |
| 15 番 | 榊 原 均   | 16 番 | 竹 内 賢   |
| 17 番 | 佐 藤 元   | 18 番 | 齋 藤 修 市 |
| 19 番 | 佐々木 平 嗣 | 20 番 | 池 田 甚 一 |
| 21 番 | 本 藤 敏 夫 | 22 番 | 佐々木 正 己 |
| 23 番 | 山 田 明   | 24 番 | 竹 内 睦 夫 |

### 1、本日の欠席議員（ な し ）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 佐 藤 文 一 局 長 補 佐 佐 藤 正 之  
庶 務 係 長 佐 々 木 孝 人

#### 1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長 横 山 忠 長 副 市 長 横 山 昭  
教 育 長 三 浦 博 企 業 管 理 者 佐々木 勝 利  
総 務 部 長 佐 藤 好 文 市 民 部 長 齋 藤 隆 一  
健 康 福 祉 部 長 木 内 利 雄 産 業 部 長 伊 藤 賢 二  
建 設 部 長 佐々木 秀 明 教 育 次 長 佐々木 義 明  
ガ ス 水 道 局 長 阿 部 誠 一 消 防 長 中 津 博 行  
会 計 管 理 者 大 場 久 総 務 部 総 務 課 長 森 鉄 也  
企 画 情 報 課 長 齋 藤 均 財 政 課 長 佐 藤 家 一  
税 務 課 長 齋 藤 利 秀 市 民 課 長 竹 内 規 悦  
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長 齋 藤 美 枝 子 農 林 水 産 課 長 金 子 勇 一 郎  
商 工 課 長 森 孝 良 観 光 課 長 武 藤 一 男  
学 校 教 育 課 長 齋 藤 栄 八

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第5号

平成21年6月19日（金曜日）午前10時開議

- 第1 報告第3号 繰越明許費の報告について
- 第2 議案第59号 にかほ市自治基本条例制定について
- 第3 議案第60号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第61号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第62号 にかほ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第63号 財産の処分について
- 第7 議案第64号 市道路線の変更について
- 第8 議案第65号 平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）について
- 第9 議案第66号 平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について
- 第10 議案第67号 平成21年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 第11 議案第68号 平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）について
- 第12 一般会計予算特別委員会の設置
- 第13 議案及び陳情・請願の付託
- 第14 請願の紹介

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

---

午前10時00分 開 議

●議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は23人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づき出席を求めた者の名簿は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、報告第3号繰越明許費の報告についてから日程第11、議案第68号平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についてまで11件を一括議題とします。

これから質疑を行います。質疑に当たっては、自己の思いや意見を入れないように注意してください。

なお、発言は自席で行ってください。

初めに、報告第3号繰越明許費の報告についての質疑を行います。報告第3号について質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで報告第3号の質疑を終わります。

次に、議案第59号にかほ市自治基本条例制定についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。初めに4番池田好隆議員。

●4番（池田好隆君） 自治基本条例の件でございますけれども、通告しておりますが、最初の本文といたしますか、この部分については何とか答弁を市長に求めたいと思います。5条以下、この条文の質問については総務部長に答弁をお願いしたいと、こういうふうに思います。

この条例は、自治の最高規範であると、こういうふうな受けとめ方でございますが、内容を見てみますと他の法令、あるいは条例に規定されている至極当たり前のことといたしますか、それを網羅したという内容であると思います。そこで私が聞きたいのは、市民が主役であるというふうな観点から、市民の意見、こういったものを求めるために幅広く市政報告会、あるいはその他の諸会合、こういう場所でこの制定の趣旨等を説明し、理解を求めたわけでございますけれども、全般的なその手ごたえといたしますか、市民の意欲、そういったものの手ごたえについてどう考えているかということでございます。

それから、通告ちょっとしないうでしまったのですが、この関連ということではちょっとつけ加えたいと思います。何とかこう認めていただきたいなど、こう思います。

前段に申し上げましたとおり、自治の最高規範とは言いますけれども、地方自治法を初め他の法令、それから条例、こういったことでそれぞれの仕事といたしますか、そういったものが制約、あるいは規定されている中でこの条例の制定でございます。先ほど申し上げましたとおり、至極当たり前のことを自治の最高規範ということでこの条例で制定しているわけですが、そうだとすれば条例をつくってよしというふうなことではなくて、この条例を出発点にして、このまちづくりに取り組む市民の意欲といたしますか、そういったものをどういう形で引き出すか、あるいはこの条例の効果を、どういう形で上げていくか、これがむしろ問われていくのではないかとこのように感じます。ですから前段で求めましたように、説明会の手ごたえ、これはどうであったか、それから市民の意欲を引き出す点、あるいはどうこれからこの条例の効果を上げていくか、この点についての市長の考え方を伺いたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前10時05分 休 憩

---

午前10時06分 再 開

●議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き再開いたします  
引き続き、4番池田好隆議員。

●4番（池田好隆君） 先ほどの質問でございますが、申しあげましたとおり第1点については手ごたえ、それから第2点につきましては、条例制定のこの本文と申しますか、基本的考え方でございますので、それに連動した形でのこの効果、これをどう上げていくかという点について市長にお伺いをいたします。

次、細部に入りますが、第5条、事業者の責務という規定がございます。事業者は公益、あるいは収益、それにかかわらずいろいろな事業活動を地域で展開しております。これはそれなりに地域貢献している事業でないかというふうに私はとらえております。ここで解説等を見ますと、「事業者の公益活動の認識」と、こういうふうな言葉が出てまいります。あえてここで事業者の公益活動の認識と、こういったものを取り上げた理由はどこにあるのかということをお伺いいたします。

第24条、市民の参画の関係でございます。これに関連する事項として第13条、ここにも「市民の参画」という言葉が出てきますが、これは総合計画の策定についてのことでございます。13条は市民の参画が努力規定と申しますか、そういう形でとらえておりますが、本条は市民参画を確実に義務規定と、こういうふうなとらえ方をしております。その市民の参画もかなり幅広い内容でございます。総合計画、あるいは基本方針の条例の制定、改廃、そういったもの諸々ありますけれども、こういったことを求めておりますが、義務規定でございますから、その実施の可能性みたいなもの、これについてはどういうふうにか考えるのか、それをお伺いいたします。

最後ですが、35条、条例の検討及び見直しについてという条文がございます。この条例については、市民が共有するにかほ市の自治の最高規範である、こういうふうな受けとめで条例制定をしているわけですが、4年という短い期間で見直し等について適切な措置を講じると、こういうふうにうたっております。これについてはやってみなければわからないということはわかりますけれども、いやしくも市民が共有する最高規範、こういう受けとめ方でございます。見直し等について、どのような事態を予想しているのかお伺いをいたします。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 条例の制定に向けまして市政説明会、あるいは行政懇談会、そして各町内会等が主催する行政座談会、あるいは高齢者学級、あるいは婦人会などが開催する総会、こうしたところでいろいろと説明をいたしました。

条例については、わかりやすいというふうな御意見もありましたが、一つ一つの項目についての御質問、そういうことはありませんでした。ただ、私としては、この条例が制定された場合においては、この条例に基づいて情報を共有しながら市民とともにまちづくりを進める、協働のまちづくりを進めていきたいものだなと、そのように思っているところでございます。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 第5条の事業者の責務についての御質問にお答えいたします。

事業者とは第2条で定義しているとおり、市内で事業を営む商工業者や非営利活動を行っておりますNPO法人等の団体のことと申します。しかし、このような事業者においても市外資本の事業者がおるわけございまして、地域社会の一員としてにかほ市における協働のまちづくりへの理解と公益活動の重要性を強く認識していただくことで事業者としての社会責任に基づいて地域社会の

貢献に努めていただきたいとのことから規定したものでございます。

次に、第24条の市民の参画についての実施の可能性についてのご質問でございますが、第1号から第3号までに掲げているように、市の総合計画等の策定や変更、市政の基本方針や市民に義務を課し、もしくは市民の権利を制限する条例の制定、改廃、市民の生活または事業活動に重大な影響を及ぼす制度の導入、改廃について規定しております。これらの事項については、今までも市の総合発展計画、にかほ市水道水源保護条例、にかほ市安全・安心まちづくり条例など重要な条例や施策の制定については、あらかじめ市民からの委員の公募、あるいは自治会長会、各種団体の市民の代表者等による各委員の参画による素案の段階からさまざまな提言を受けて検討し提案され実施してきておりますので、そのことについては今回の自治基本条例で改めてうたっておりますが、これまでの条例制定、計画等における検討をなされたことを継続していくことで実効性は可能と考えております。

次に、第35条の条例の検討及び見直しについての御質問については、この条例に規定されている事項は、常時必要に応じて見直すことはもちろんですが、法律等の改正や社会情勢、あるいは経済情勢の変化にこの条例が適応しているかの検証を常時行いながら必要に応じて見直すものでございます。

なお、第4章の情報の共有や第5章の参画及び協働の規定については、現在これがベストであると考えておるところでございますが、これからもそのあり方などについて市民を交えながら議論されるべきものと考えております。このことから、必要に応じて適切な措置を講ずるものとしたところでございます。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

●4番（池田好隆君） 1点だけ再質問いたします。

この24条の関係ですが、市民の参画、考え方わかりましたが、次25条に意見聴取制度、これがあります。でもこの辺がどういう形で24条の市民参画と市民からの意見の聴き取り、この辺がどういう形で作用していくのかなというふうなことです。この兼ね合いについてちょっとお伺いしたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 第25条の意見聴取制度との24条との兼ね合いについてでございますけれども、第24条に掲げる重要な施策や計画の変更等を行う場合は、市民等の代表者が参画して策定した素案等について市民への説明責任を課すために市民に対し公聴会や説明会、あるいはパブリックコメントを実施し、広く市民の意見や提案を求めるとしているものでございます。

●議長（竹内睦夫君） 次に、12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 同じ議案ですが、最高の規範ということですので、市民に浸透して理解してもらおうということが非常に大事だというふうに考えていましたので、3月議会以降に市政説明会では当然このことを取り上げて説明しているというふうにも聞いておりますし、また、その他の諸会合でもかなり丁寧にとり上げればいいのか、細かに説明しているというふうにも聞いております。説明の場がどういう場であったか、その回数、人数、反応などについてお尋ねします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 自治基本条例制定における説明会等の御質問にお答えいたします。

市政報告でも述べましたが、6月定例会市議会への本条例の提案に向けまして、4月には事業者や全世帯に解説入りの素案を配布させていただいたほか、各自治会での市政座談会、市政説明会、各種団体の総会などさまざまな機会をとらえまして可能な限り各会場に出向いて多くの市民の皆さんに説明をさせていただいてきているところでございます。

それでは、その内容について御説明します。

初めに、4月13日から30日までの市内9会場で開催しました市政説明会においては、約200名の市民の出席がございました。次に、各自治会や町内会の市政座談会においては、計4回、金浦一町内、象潟の下荒屋、仁賀保の室沢両前寺、4集落で230名の出席がございました。以下、各種団体等の総会での説明に関するものとしては、高齢者学級むらすぎ学園、白寿大学の開校式、商工会工業部会、同じく商業部会の総会、にかほ市地域婦人団体連絡協議会総会、にかほ市民生児童委員協議会総会、各種自治会長による3地域での行政懇談会、以上各種団体に対する説明では、計9回550名の参加がございました。合わせまして計22回、約980名の市民の方々に資料をもとに説明してまいったところでございます。

全般的な反応といたしましては、それぞれの会場に出席された皆様には、真剣にお聞きいただき、本条例の制定について御理解いただけたものと感じているところでございます。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 内容はわかりました。商工会の工業部会、商業部会、そういうところにも説明に行っているということですが、事業者への、あるいは事業所への説明、あるいはそういう種類の集い、集まりがあつて説明をしたという件数があるかどうかお尋ねします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 事業者については、条例の解説入りの配布のみで、事業者へのそういう集まりにおける説明は行っておりません。工業部会、商業部会のみでございます。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 次に、6番佐藤文昭議員。

●6番（佐藤文昭君） ちょっと基本条例の質問をする前に、3番目のほうに「外部監査」となっているところに「制度」を、「外部監査制度」ということですので、ひとつお願いします。

それでは、今回の自治基本条例について、私は以下の事項を挿入することについてひとつ質疑したいと思います。

最初に、第2章の市民の権利及び責務でございますけれども、この項にですね、私は子供の権利という項目を設けてですね、「次世代を担う子供たちがまちづくりに関心を持って、責任を持って活動するよう、あるいはまちづくりの過程において子供たちの意見を聞く機会として、子供たちのその人権が保障されるとともに年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有する」という文言を入れてはどうかということです。

それから、第8条、市長の役割及び責務です。市長の在任期数について、市長——例えばですね、よくあるその多選禁止条例とか、あるいは市長みずからが多選しないということで他の自治体

ではそういう首長の考え方をよく聞くわけでございますけれども、この市長の職に一定の――。

【「これ質疑なのか、要望でないか」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 最後まで、まず一応述べてください。

●6番（佐藤文昭君） 例えば市長の在任期数なんかも、このね、私、何か質疑でないという方ありますけれども、この基本条例の中に私はこの以下の次項の項目も入れていただくような形の中で質疑をしてみたいということです。だから市長の在任期数なんかもこの基本条例の中には他の自治体の基本条例を見ていると、ある一定の任期の回数を超えて在任しないように努めるというような、そういう自治基本条例の項目もありますから、この点についてどのように考えているか、そういうことです。

それから、3番目は第2条の定義の中ですね。市の執行機関等に監査委員も入っているわけです。それで、監査委員の項目を設けてですね、そして外部監査制度導入についての項目を明記する必要はないかということです。

それから、第25条の意見聴取制度でございますけれども、他の自治体の自治基本条例の制定を見ますと、市民検討委員会とか、自治会や、あるいは各種団体の会合に出向いてですね、対話を通して市民の思いや意見を聴取しながらそういう自治基本条例の検討に入ってきているというような事例もあります。そこで、そういう意味で今回の基本条例の中で、市民の意見を広く求めるために、今後の重要な政策づくりの過程で市民との対話集会、いわゆるタウンミーティング等の開催をすることは必要でないかというこの項目を挿入するということです。

それから第5番、28条については住民投票の件でございますけれども、市民投票に付する事項によっては、投票資格、例えば高校生から成人未満までを定めてはどうかということです。

それから、35条については、条例の検討及び見直しでございますけれども、任期4年というものは、市長、議員の任期が4年って、それはわかります。あえて4年でなくても、もっと短く2年ぐらいにしてですね、そういうふうに詰めてもよいのでないかということです。そして例えば「必要に応じて適切な処置を講ずる」とありますけれども、この条例の運用状況把握、あるいは充実するために市の自治基本条例を審査というか推進するために、そういう審議会を設置してこの条例の把握をしていく必要があるのではないかということです。

こういうことですので、ひとつよろしくお願いします。

●議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前10時26分 休 憩

午前10時27分 再 開

●議長（竹内睦夫君） 再開いたします。

佐藤文昭議員。

●6番（佐藤文昭君） 自己の意見ということでございましたけれども、この条例を制定する過程

においてですね、今私が申し上げたこういうようなことが、その例えば検討委員会の中で出なかったか、話し合われたか、そういうことです。そういうものを含めて、やはりですね、他の自治体の基本条例を見ているとね、こういう今、私申し上げたようなこともいっぱいたくさん入っているんですよ。自治——にかほ市の自治の基本を求める条例ですからね、私そういうことも含めて質問したんですから、ひとつよろしくお願いします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 初めに、第4条の市民の権利及び責務、これに子供の権利の項目と、その人権の保障や年齢に応じたまちづくりへの参加や権利の規定でございますが、北海道のニセコ町のように、その規定を設けているところもございますが、市民には子供もすべて含まれるものであるということから、検討委員会での意見を踏まえましてあえて規定しなかったものでございます。

次に、第8条の市長の役割及び責務について、市長の在任期数を規定すべきことのようでございますが、検討委員会では市長の役割と責務についての規定のみを検討しております。市長の任期数を本条に規定することについては、個別の条例として制定されるべきものと考えて今回規定しておりません。

次に、監査委員の項目と外部監査についての考え方でございますけれども、監査委員及び外部監査委員制度については、地方自治法に事細かく規制されていることでもあり、この条例にあえて規定する必要はないものとして今回その条項を設けなかったことでございます。

次に、第25条の意見聴取制度について、タウンミーティングの開催について規定すべきことのお話のようでございますが、本条例中に規定しております説明会にタウンミーティングも含まれるものと解しております。

次に、第28条の住民投票について、市民投票に付する事項によっては投票資格を定めてみてはどの、その考え方についてでございますが、住民投票制度には常設の住民投票条例を定める方法と個別事案に基づき住民投票条例を定める方法がございます。住民投票は住民投票に付する事案により、成人以上、あるいは18歳、または16歳以上など投票資格を設ける場合があるとの考え方から、本市においては必要に応じて個別設置型の条例を制定することとして検討委員会の意見を踏まえ、この条例に規定しなかったものでございます。

最後に、第35条の条例の検討及び見直しについて、この条例の運用状況を把握、充実するため、市自治基本条例推進審議会の設置についての考え方でございますけれども、自治基本条例の検討や見直しが必要とされる場合には審議会等を設置し、その検討、見直しを行うことと考えております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 6番佐藤文昭議員。

●6番（佐藤文昭君） それではですね、今回の条例で、他の自治体も同じような自治基本条例が制定されておりますけれども、今回のにかほ市自治基本条例の特徴というところのようなものか、ひとつ、内容についてひとつ教えていただきたいと思います。

それからですね、この今回の行政報告の中にですね、いろいろ市内全世帯に配布、あるいは座談会、説明会、各種団体に説明して、市民の皆さんから御理解をいただいたものと考え、提案理由と



しておりますけれども、私は前にもこうお話したと思いますけれども、このこういう自治基本条例については策定過程でどのような情報提供、あるいは意見聴取、参加、協働の機会をつくったかということが一番の重要であると思います。そこで、この条例制定後、自治体の最高規範でありますこの条例を進める上で、どういうふうに動く仕組みをですね、どのように組み立てていくのか、その点についてお伺いします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） にかほ市の自治基本条例の特徴はという御質問でございますけれども、一つにはこの条例の制定過程において市民から選ばれました検討委員において、市政の主役であります市民の視点でつくり上げたということが大きな特徴でございます。

内容につきましては、先ほどもお話がありましたとおり、これまで行われてきた行政運営について明文化したということでございますので、さまざまな全国の各市町村でつくられている自治基本条例と、そんなに大きな差異はないと思います。

次に、この実効性のことについての御質問かと思っておりますけれども、先ほども申し上げましたけれども、これまでもさまざまな計画や条例制定等の作成に当たり、委員の公募、あるいは意見の聴取、あるいは市政説明会、行政懇談会、さまざま協働のまちづくりに向けて行ってきたところでございます。今回この条例を制定することによって、このことが明文化されることとなります。そのことにより、市民に対して協働のまちづくりについて行政との関係を認識してもらいまして進めていくということで、これまで行われてきたことに対する認識を新たにすることによって実効性は可能となっていくものと考えております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 59 号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 59 号に対する質疑を終わります。

次に、議案第 60 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） これは説明のときのメモを見て、これの確認ということでお願いしたいのですが、この説明では、所得税で 9 万 7,500 円を限度として住民税から控除ということと、推定ですが約 40 人で 100 万円ぐらいになるということの確認をお願いします。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 議案の補足説明でお話した事項の確認ということでございますので、そのとおりでございます。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 議案第 60 号に対する質疑、ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 60 号に対する質疑を終わります。

次に、議案第 61 号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、発言を許します。12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） 4 点あります。一つ目は課税限度額引き上げによる該当者数、この金額は

どの程度になるかということが1つ。

二つ目は、説明ではこの限度額引き上げは中間所得層の負担減というふうに話していましたが、具体的にはどのようになるか。確かに全体の額が上がりますから、全体の歳入がふえるということはわかりますが、それが中間所得層にどのような形で負担減になっていくかというのがはっきりしませんので、その点についてお尋ねします。

三つ目は、23条2項の削除、これは前年からの所得の著しい変化、その他の事由によって2割軽減が適当でないと思う者は2割軽減を行わないという、軽減を行わないという規定を廃止するので、2割軽減が全くなくなるのかどうかというのちょっと不明なんです。ですから、もしなくなるとすれば5割・7割軽減ということだけになってしまうというふうに見たのですが、その点その——3項に及ぼす影響なども含めてお尋ねします。

あと、附則4項の削除について、分離課税を選択した場合、株式配当所得者の軽減になるということですが、この優遇になっていくのかどうか、その分離課税を選択しないで総合課税でいくという人がいるのかどうか、その点もちょっとはっきりしないので、以上4点お願いします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

●市民部長（齋藤隆一君） お答えをいたします。

1点目の課税限度額の引き上げに伴う該当者数と額についてでございます。7月1日の本算定日を待たなければ正確な数字は出てこないでございますけれども、現在のところ152世帯282人が該当し、129万4,000円の増額になるものと見込んでおります。

2点目は、課税限度額の引き上げに伴う中間所得層の負担減についてでございます。御承知のとおりに介護納付金課税額を含む国保税の所得割額は、総所得金額に応じて算出されますけれども、低所得層には7割・5割・2割軽減という負担軽減の措置がありますし、高所得層には課税限度額という負担軽減の措置があります。中間所得層には負担を軽減する制度が今のところ何もございません。課税限度額を引き上げるということは、高所得層に多くの負担を求めるとことでございますので、高所得層の負担がふえる分だけ中間所得層の負担軽減が図られるという理屈になります。負担減を具体的な数字で今お示しすることはできません。

3点目は、23条2項の削除についてでございます。23条2項の規定は、所得が基準以下であっても前年からの所得状況の著しい変化、その他の事情によって2割軽減が適当でないとする場合には2割軽減を行わないとする規定です。この規定が削除されることによりまして、所得が基準以下の場合には一律に2割軽減の対象となるものでございます。したがって、御質問のように2割軽減がなくなり、5割・7割軽減に進むというようなものではございません。

4点目は、附則第4項の追加は、分離課税を選択した株式配当所得者の優遇になるのかというようなことですが、上場株式等に係る配当所得は平成20年までは給与所得等と合算する総合課税でありましたけれども、平成21年からは総合課税と分離課税が選択できるようになりました。分離課税では配当所得から譲渡損失を差し引くことができますので、譲渡の損失がある場合には分離課税を選択したほうが国保税を算出する基礎所得が少なくなり節税につながるようになります。譲渡損失がない場合には、基礎となる所得が変わりませんので総合課税、あるいは分離課税、どち

らを選択しても国保税に影響はございません。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） 1、3、4 についてはわかりました。中間所得層の負担減については、理屈というふうに言っていますが、中間所得層の具体的な負担減というのは数字で示したり、あるいは中間所得層はこの程度の所得ですよというようなことを示したりすることはできますか、できませんか、その点お尋ねします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

●市民部長（齋藤隆一君） 今ここにその資料を持ち合わせておりませんので、今、金額をお答えすることはできませんけれども、この条例でいう高所得者層というのは、要するに課税限度額の対象となる所得の人でございますので、その所得が幾らかというお答えはできます。

それから、この条例でいうところの低所得層というのは7割・5割・2割軽減という負担軽減の措置を受けられる階層でございますので、この軽減を受けられる階層のその所得はどのような所得の額になるのかというのはお答えすることができます。ただし、今その資料を手元に持ち合わせてございませんので、今この場で金額は申し上げることはできません。

●議長（竹内睦夫君） 市民部長、休憩を挟んだ後ほどまた報告するようにしてください。

議案第 61 号に対する質疑、ほかにご覧いただけますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 61 号に対する質疑を終わります。

次に、議案第 62 号にかほ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。初めに 15 番榊原均議員。

●15 番（榊原均君） 釜ヶ台小中学校が廃止されるということで、来年度からなくなるわけですが、これまでいろいろ地域の方々、父兄の方々と話し合いをしてきたと思います。大変御苦労なさったんじゃないかなと思いますけれども、その辺の具体的な話し合いの内容とかですね、それから対象者、それから回数、それから地域からいろいろ御心配の点がいろいろ出されたと思うんですけれども、その辺の内容についてですね若干お聞かせをいただきたいと、そう思います。

それから、特にですね、児童のこの通学手段なんですからけれども、これ、今の段階でどのように考えておられて地域の方々に説明をしてきたのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと。

それから、小学校は院内小学校、中学校は仁賀保中学校に統合なるわけですがけれども、一番遠い子供で何キロメートルぐらい、そこまで、通学にかかる距離があるのか、その辺のところもお知らせいただきたいと思います。

それから、今までいろいろ話し合ってきた経緯がありますけれども、すべて地域の方、保護者の方についての話し合いはすべて終了したという考えでいいのかどうか、その辺のところもお知らせいただきたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） この統合のことについては、PTA、それから保育園保護者、地区の方々として 7 回協議をしました。その内容として、アンケートをしておりますので、その結果を報告

し、そのアンケートの中で院内小学校と統合したほうがよいとの意見が多数でありました。このことから統合の時期、通学方法、閉校後の施設活用などについて協議し、来春4月に統合することになりました。

協議時の要望として、「統合後の校舎は地域のためになる利用方法を考えてほしい」、「プールは引き続き使用させていただきたい」、「バスは土日にも運行することを考えてほしい」などの要望がありました。

通学手段については、現在運行している路線バスの動向などを説明し、スクールバスや地域公共交通、コミュニティーバスを運行した場合のことを説明した上で検討していただきました。地域の方々の意見を踏まえ庁内で協議した結果、ルート、運行回数、時間など、今後詳細を詰めなければならぬ事項がありますが、コミュニティーバスを運行し、全額公費負担で通学していただくことに理解を得られ、合意に達しました。

それから、一番遠いところのキロ数ですけれども、今その正確なキロ数をお示しすることはできませんので、後刻お知らせしたいと思います。

それから、協議は終了したのかというふうな質問でありましたけれども、先ほども申しましたとおり、詳細がまだ決まっていない部分が、そのバスの運行のことについてあります。その他もあるかと思いますが、終了したわけではありません。今後、実際統合する前、してからのことについても地域の皆様方と相談しながら、このことを進めていくつもりであります。

●議長（竹内睦夫君） 15番榊原均議員。

●15番（榊原均君） 今、次長のほうからいろいろ説明ありましたがけれども、地域の要望としてですね、廃校になった学校の施設を地域に開放していただきたいということと、プールも引き続き使用できるようにというふうなことについては、市側と、教育委員会側としてはどういうふうな御返答されているのか、もしオーケーを出しているとしたら当然経費はかかるわけですね。その経費もすべて公費でやるというふうなことまで突っ込んだ話し合いがなされたのかどうか、その辺まず第1点お願いをしたいと思います。

それから、通学手段のことですけれども、コミュニティーバスを運行したいと、全額公費でいくということですが、実は象潟中学校、上浜中学校と合併したときにですね、スクールバスを出してしばらく公費でいきましたけれども、今、路線バスを使っております。いろんな事情があるんですけれども、一部負担になりました。そのときの話し合いとしては、全部公費でやりますよと、負担かけませんよという話がなされたと聞いておりますけれども、今後これ絶対に父兄にですね、この交通手段としての負担をかけないという確約を間違いなくしたのかどうか、その辺のところ確認をさせていただきたいと、そういうふうに思います。

それから、運行ルートなんですけれども、これ恐らく釜ヶ台地区の方々、その児童がですね、中学生も含めて、小学校、中学校、同時のルートでいくのか、それとも小学校は小学校でいって終わるのか、小中学校——院内小学校行きと仁賀保中学校行きのあれを、ルートを一本にして子供たちを通学させるのか、その辺のところ、もし具体的な話がありましたらお知らせいただきたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） 統合後の校舎のことですけれども、市長もさまざまな場面であの施設を何とか有効利用できないかというふうなお話をされております。それで、いまだあの —— これにやりますと、この部分を残しますけれども、この部分は撤去しますというような具体的なものは持っていません。せつかくある施設ですので、使うとすれば、あの耐震診断もして使ってもらうことになります。これからその教育委員会関係だけじゃなくて市長部局ともいろいろ相談しながら、残る校舎のことを考えていきたいと思っております。

それから、公費の負担のことですけれども、全額公費負担ということではっきり申し上げております。なので、現時点ではそれが一部またあの利用している生徒、児童に負担をしてもらうということは今のところ考えておりません。

それから、ルート等、小中別々なのか、いろいろなことが考えられます。今の段階では、その —— 地域公共交通のほうで学校の児童生徒だけじゃなくて一般の方々、あるいは小出地区の方々の交通の利用のことも考えておりますので、そちらのほうで総体的に我々の管轄している通学のことも踏まえましてそのルート、時間、回数、便数、それらをこれからということで御理解願いたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 15 番榊原均議員。

●15 番（榊原均君） 最後なんで 1 点だけ、最後の交通手段の件ですけれども、当然コミュニティーになりますと一般の市民の方も乗るわけですけれども、その辺のところ、これから十分、時間帯も含めてですね話し合いなされるということなんですけれども、これいつごろをめぐりにですね、その地域の —— 保護者の方々と、バスの運行の具体的な計画についてはお話なされる、もし今、持ち合わせがありましたらお知らせいただきたいと思えます。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） その地域公共交通で通学のこともやるということなので、その地域公共交通については総務課のほうで取りまとめているわけです。その中に我々の学校のことも考えてくださいということであるので、いつまでどうのこうのというのは現段階では私どもはまだお知らせするものではありません。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 釜ヶ台地区の統合に伴いますスクールバスに代わるコミュニティーバスでの通学の形態等につきましては、先ほど教育次長が申し上げましたとおり、公共交通体系の中で組み入れて対応するとしております。公共交通検討委員会、これから開催しまして、それを含まれて検討をしていくわけですけれども、一応のめどとしては 8 月いっぱいぐらいまでにはその方向性を示したいということで、これから準備を進めてまいるところでございます。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 次に、12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） 今、同僚議員から質問ありまして、ほとんど答えられているわけですが、この条例の形だけ決めて中身がはっきりしないというのに非常に心配な面があるので質問をします。

具体的な例を幾つか挙げておりますが、地元であれば子供が病気をしたというようなときに保護者に迎えに来てもらうというようなことは比較的容易にできますが、院内というふうになる、あるいは仁賀保中になるといって、その点困難がふえるわけですが、そういうことも検討したかどうか。

通学下校方法はさっき出ましたので省略しますが、バスにあわせて児童生徒の生活があるというのではなくて、児童生徒の生活があつてバスが動くというふうでなければならぬと思いますが、これから検討ということですから、その点の質問は省略します。

保護者が今度学校に行く場合です。今までは近くて行きやすかったけれども、その足などについても相談しているか。逆に教員が比較的遠くなった学校に家庭訪問等に行く場合、出張とか、あるいはいろいろあるわけですが、そういう諸条件などについて、つまり細部について検討したのかどうか、その点をお尋ねします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） 疾病発生時の対処のことでありますけれども、統合小学校に限らず緊急を要する疾病、けがの場合は、速やかに救急車を要請し、病院で診察を受けるようにしております。状況、状態を見ながら対応が可能と思われる疾病、けがの場合は、保護者、家族に連絡し、迎えに来ることを依頼し、医師の診察を受けるように勧めています。また、長時間保護者、家族に連絡がつかない場合は、学校職員が公的機関を利用し病院に連れて行くこととしております。この対処方針は校長会などで確認し、各校同様の処置をしております。

それと保護者の学校行事、あるいは先生の家庭訪問のことですが、地区の皆さん、PTAと協議した際には、特に話題等はなりません。このことについては、ほかの学校、にかほ市内のほかの学校と同様の対応をしていただくことで特別なことは考えておりません。

●議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 救急車で運ばれるというのは、かなり特別なケースですが、その中間の場合、これまでは迎えに来てもらっていたというようなことも、遠距離になったということで従来より困難が増す。その点への対処など、今、3種類挙げましたけれども、その中間のあたりをきめ細かに、従来よりも子供たちへの対処の仕方が下がらないというふうな協議をもうちょっと厚めにする必要があると思うので、その点が一つと、それから通告はしておりませんでしたけれども、市の職員がいるわけです。臨時もおります。その点についても協議しているかどうかということと、残っている検討課題、これについてもお尋ねします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） 病気、けがの中間的な処置の対処方針ですけれども、これは先ほども申しましたとおり校長会等で十分協議して、こういう場合はこうしようとかというふうな詰めるものがあれば詰めて、その—— さっきも言いましたように、どの学校も同じような対応ができるように—— なるように指導していきたいと思っております。

それから、市の職員のことですけれども、質問の趣旨としては市の職員がというのはどういうふうな観点からの質問であったでしょうか。

●議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 回数がふえますがいいですか。

●議長（竹内睦夫君） 回数に含めませんから。

●12番（村上次郎君） 当然釜ヶ台小中学校なくなると、これまで勤務していた校務員、あるいは給食調理員、そういう人たち、臨時もいるし正職員もいるわけです。一部はちょうど退職に入るといような人もいようなんですが、その勤務の条件、扱い、今後の雇用維持、その点について質問しているのです。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） 質問のとおり、臨時に雇用している方が何人かおられます。それでその方々については、突然学校やめたからこれで終わりという、雇用契約を打ち切るということなく、市の全体の学校の職員の中で吸収していきたいというふうに現在は考えております。

それから、検討課題ですけれども、先ほど榊原議員にも説明したとおり、スクール——通学のことについてが一番の検討課題でありまして、その次が閉校になった学校の利用が二番の検討課題と思っているところであります。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

●教育長（三浦博君） 我々が想定し得るその検討事項と、それから地元の皆さんがまだまだ要望したいものもあると思っておりますので、まだ話し合いは数回する計画を持っています。なるべく予見し得ることについては協議を詰めていって、なるべく安心感を持って子供たちを送り出せるような形にしていくように努力するつもりであります。

あと、ただ実際その始まって予見できないことも出てくる可能性もあるわけで、基本的な対応の仕方はきちっと定めて、また想定外のことが出てきたら努めて柔軟な対応ができるように、そういう形で進めていきたいというふうに思っております。

●議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 子供の病気の場合、校長会で協議している内容で、どの学校も同じというのはいかにも平等らしい感じがしますけれども、釜ヶ台小学校、中学校の生徒は同じレベルではないわけです。ですから、そこはどの学校も同じような扱いだという範疇でいいのかどうか、その点も疑問に思うわけです。ですから、釜ヶ台小中学校の子供は従来受けてきた条件がむしろよくなる、こういうことでなければ統合した意味がないと思うので、その点どの学校も同じであれば同じようにと考えているのかどうか、それからもう一つは、中身が決まらないで今条例を定めなければいけない時間的な制約、あるいは今この議会で決めなければいけないという何か必要なことがあるのかどうか、その点についてお尋ねして終わります。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） その緊急時の対応、確かに今までと釜ヶ台小中学校の自宅との距離はすごく遠くなるわけです。今までもどのような対応をされたか具体的には私も今のところつかんでおりませんけれども、今のモータリゼーションの発達した中で何をやるにしても車の時代だけです。その中で多少距離は遠くなったにしても、時間的なものについてはそんなに差がないのではないかと。ここら辺は意見の分かれるところかもしれませんが、そのようなことで、例えば

ほかの学校についてもすごく遠いところから通っている児童生徒もおるわけです。そのようなことから学校——先ほども言いました校長会で云々というのは、こういうふうにして対応しましょうと、ケースバイケースでその柔軟な対応の仕方をしてほしいというのが前提にありますけれども、こういう場合はこうしようという基本的なものを決めて対応していただくというふうなことであります。

それから、条例を今なぜというふうなお話でありましたけれども、来年の4月から統合になるわけですが、地区の皆さんといろいろ話し合った結果、合意に達しておりますので、いつまでもその——来年までということじゃなくて、来年してもいいんですけれども、とにかく早く明らかにしてにかほ市全体にしらしめて、統合なるんだよというような公的な証として今したほうがいいんじゃないかというような結論に達して上程した次第であります。

●議長（竹内睦夫君） ほかに議案第62号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第62号に対する質疑を終わります。

所要のため20分まで休憩します。

午前11時09分 休 憩

午前11時20分 再 開

●議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第63号財産の処分についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。初めに16番竹内賢議員。

●16番（竹内賢君） お伺いします。

1点目は、これから財産を処分して売却した場合に有限会社のサンねむの木がいわゆる経営を継続をしていくわけですが、現在の経営状況について伺いたいと思います。今、月30万円の賃貸料で年360万円ですか、そういう形で市に賃貸料が入っているわけですが、そういうこともありますので経営状況がどうなっているのか。

それから、サンねむの木については、市としてこの3年間の予算の執行状況等を見ますと、外壁修繕工事、19年度160万円、20年度330万円を実施していますし、さらに特殊建築物定期調査委託料として20年度は5万円、21年度15万8,000円の予算措置をしています。また、20年度用地測量業務委託料として10万8,000円の予算措置をしました。そして今年度、浄化槽撤去工事費として175万円の計上をされています。サン・ねむの木は1978年12月の開業で、建物そのものは鉄筋・鉄骨3階建てで30年経過をしています。今回、土地を経営者に処分するわけですが、建物についてはどのようにする考え方で今回の処分計画を立てたのか伺います。

それから、この処分をするに当たって合意に達した条件で、これこれの条件がありますということについて説明がありませんでしたので、その点についても伺いたいと思います。



●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） それでは現在の経営状況についてであります。

これまでは小幅ながら黒字で推移してきましたが、昨年は不況の影響から宿泊等の利用減少により若干の赤字であると聞いております。昨期は世界的不況から赤字ということになったものと考えられますので、今後の営業努力に期待しているところであります。

次に、建物についてどのようにする構想での処分計画かという御質問です。

今回の土地の処分に関する議案は、にかほ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により提出したものです。この第3条では、予定価格が2,000万円以上の不動産の処分等について市議会の議決を必要とする旨が規定されております。建物については、この要件に該当しませんので議案としての提出がないということであります。

建物につきましては、土地とともに一括譲渡を考えております。建物の売却価格は373万2,000円であります。

次に、サンねむの木と合意に達した条件についてであります。

売買の契約に当たっては、契約締結後10年間を指定期間として現在の事業を継続してもらうことを原則義務とさせていただいております。また、この指定期間内においては転売・転貸の原則禁止や店舗型風俗営業などの禁止も契約事項として規制し、観光振興に不可欠な宿泊施設の確保を図ったところであります。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

●16番（竹内賢君） さきの説明の中でも全員協議会等でもありましたが、鑑定の内容については20年1月鑑定では7,600万円、21年のことは6,740万円という鑑定結果が出ているという話がされておったと思います。そういう面からいうと、例えばあの説明の中では有限会社サンねむの木としても鑑定を別個にしているというこの説明もあったと思います。したがって、そういうことを受けながら今回の値段になったと、価格になったと思うんですが、その辺について少し詳しく伺いたいと思います。

それから、建物の件ですが、確かに議決案件には入りませんが、本来であればですね、土地はこれだけですからと。したがって一緒に建物も一括譲渡になるんですと。したがって、建物についてはこういう値段ですか、そこが私はやはり説明責任じゃないでしょうか。その点についてをまず伺います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） この現在の合意した価格というのは、確かにこれまでの推移でいくと、当初の不動産鑑定から見ると大分下がっておりますが、やはりこの価格の影響というのは昨年の国際的同時不況からだんだん地価が値下がりしているというようなことで、私どもも実際驚いているところでありますが、今回合意したところによって仮契約というところまで至ったわけです。この中でやはり下がっているのは、どうしても修正率というものがあまして、これと不動産指標等勘案調整率というのが極端に下がっているということで今回の金額となったわけです。

建物のことについて説明責任ということでありましたけれども、これにつきましては舌足らずな

ところがありまして申しわけないというふうに思います。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

●16番（竹内賢君） にかほ市の不動産というか新聞によりますと、9年3月24日の新聞では、一番住宅地に出ている内容からいうと、金浦浜ノ田160-3で平米当たり1万7,900円となっています。今回は1平米当たりが6,120円ですか、坪が2万196円と、そういう——これを単純に割りますとそういうふうにしてなるわけですが、あその土地そのものというのは、かなりいわゆる高台にありますから、法面というかそういうものが多くあるんじゃないですか。そういう面についても仮契約を取り交わす際の協議の中では、何ていうかこの面はもう使えないよと——鑑定価格は出ているわけですが、そういう面についてのやり取りはなかったんですか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 取引事例というのはあちこちにあると思いますけれども、こここのところにつきましても旧象潟町町内の取引事例というものも何点か掲げられておりますし、それから高台の面につきましても、やはり私どもが鑑定する見方と買い手側の、いわゆる法面の利用率、こういうものにつきましてもやはり不動産鑑定の中で反映されているとは思いますが、いずれそのあたりにつきましても特に不動産鑑定士と私どもがやり取りしたり、サンねむの木とやり取りしてそういう価格を決めたということではなく、あくまでも不動産鑑定をもとにした中で私どもの提示に対して合意をいただいたということでもあります。

●議長（竹内睦夫君） 次に、9番伊藤知議員。

●9番（伊藤知君） 竹内議員が大体質問しましたけれども、私は別のほうで質疑していきたいと思えます。

一つは、当然売り手側、買い手側、同時にまず財産鑑定をすると思うんですけども、その差異はどのくらいあったかということをお伺いしたいと思います。売り手側は高く、買い手側はできるだけ、できるだけ安く買いたいというのが双方の考えが当たり前のことだと思いますが、実際の差異はどのくらいあったのかということ。

それから、今この処分の裏側23ページを見ると、一筆一筆がすべて宅地になっておりますが、竹内議員も言ったとおりに一部法面が含まれているわけですが、もしかするとこの鑑定というよりもこの契約する前に地目変更をしているのではないかという疑いもありますけれども、そこら辺をお伺いしたいと思います。

それから、2番目の売り払いの契約内容に関しては答弁をいただきましたのでよろしいかと思えます。

それから、建物に関してもありましたけれども、実際には平成15年3月前に旧象潟町で21万円でこの建物を購入しているという状況から見て、月々30万円の家賃、トータルで約2,200万円ぐらいになるのでしょうか、それまでやっているわけですが、そこら辺の建物に関する恩恵というものはあるのかなど。ただ、実際には修繕費とか改修費とかかかっているもので、そこら辺は見ていないよというのであればそこまでなんですけれども、そこら辺をお伺いしたいと思います。

次に、観光施設誘致条例の奨励措置は対応になりますかということなんですけれども、第5条、

指定の基準というので(2)で、市長は本市観光産業に振興を寄与するものと認めたときは指定することができるという形で書かれていますけれども、奨励措置の適用を考えているか伺いたします。

それから、サンねむの木の方には大変失礼な言い方なんです、市が契約するに当たり経営状況、あるいはその銀行から融資を受けるためには、これからの運営計画というのを出さなくては行けないわけですが、そこら辺も踏まえた形で市と協議したのか伺いたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 御質問の宅地について——議案集 23 ページの中においては、現況地目が宅地ということで、すべて宅地になっておりますが、いわゆる不動産登記法でいきますと、一筆一筆が、すべてがその同じ地目ではなく、総合的なもので宅地に値するか、例えばほかの地目に値するかということですので、法面があってもこれにつきましては宅地ということになります。

それから、賃貸料に関するその恩恵があったかと。やはり貸し手のほうにしてみれば、やはりその不動産というのは建物の場合には当然修理費がかかりますし、先ほどの話のようにさまざまな経費かかるわけです。土地だけでしたら特にそのかかる経費を除けばそうでもないと思いますけれども、この建物につきましては当然修繕費ということがありますので、まずその契約を結ぶときには 30 万円ということになります。

次に、観光施設の誘致条例の適用になるかということになりますが、これにつきましては本契約しまして、申請があれば書類審査の上、適正であると認められれば奨励措置を講じてまいりたいと考えております。

それから、経営状況、今後の運営計画であります、有限会社サンねむの木では買い取り資金の調達のため、法人の中期経営計画等を作成の上、市中銀行と協議を重ねたというお話を聞いております。その結果、融資を受けると聞いておりますので、この経営状況や今後の運営計画につきましては、十分練った上での結論だというふうに解釈しております。あくまでも民間企業の経営計画でありますから、市として介入すべきものではないと判断しておりましたので提示や提出は求めておりませんので、どのくらいというもの、計画については把握しておりません。しかし、契約に基づく調査の意味で可能であれば決算状況等の報告は求めたいと考えております。

差異につきましては、お互いが不動産鑑定しましたので、どのぐらいの差異があるという具体的な金額につきましては教えていただいております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 9 番伊藤知議員。

●9 番（伊藤知君） 差異に関してはですね、私もサンねむの木さんのほうといろいろ話をしたところ、市と約 1,000 万円あるようです。そこら辺も含めると、当然その売り手側は高く、買い手側は安く、その鑑定士にもやはり当然そういう差が出てくると思うんですけれども、一応にかほ市のほうが 1,000 万円ぐらい高いという状態のようでした。今後これ検討するというものに値するのちょっと私にもわかりませんが、それで一つ、この金額には消費税が含まれているのかどうか、消費税が含まれもっと金額がはね上がるというのが一つでございます。

それと、この契約に関しては6月1日に仮契約をサンねむの木さん側とやっているようですが、最短で6月25日、可決になった時点で本契約した場合に、1日から25日分までの賃貸料というのは月30万円の日割りで集金するのかどうかお伺いします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 土地代金に消費税がかかるかということですが、土地代金には消費税法第6条に基づきまして、国内において行われる資産の譲渡のうちで土地の譲渡には消費税を課しないとありますので、消費税はかからないということになります。

それから、月30万円の賃貸料につきましては、日割り計算ということをお願いしたいというふうを考えております。

●議長（竹内睦夫君） 9番伊藤知議員。

●9番（伊藤知君） そうすれば日割りでもらうというふうに解釈でよろしいですね。それと消費税はつかないと。

じゃあ最後に、この観光施設誘致条例に関しては、できるだけ適用するように希望して終わります。

●議長（竹内睦夫君） 次に20番池田甚一議員。

●20番（池田甚一君） これまでの各議員の方々の質問で100%理解しましたので、割愛します。

●議長（竹内睦夫君） ほかに議案第63号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第63号に対する質疑を終わります。

次に、議案第64号市道路線の変更についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第64号の質疑を終わります。

あらかじめ申し上げます。会議の進行上、12時を若干過ぎても会議を継続することになると思いますので、よろしく申し上げます。

次に、議案第65号平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。初めに16番竹内賢議員。

●16番（竹内賢君） 本当のことを言いますと、この65号、一般会計補正予算（第2号）の一番初めの質疑がこれどうなのかなと思っているんですが、これあの全体計画についてということ言っています。受け付けられましたので質問しますが、これまで何回かの緊急雇用対策ということでおよそ200人の雇用が確保されているわけです。今回の雇用事業計画に当たって、それぞれの担当のほうで、部署のほうで、これまでの事業についてのどういう検証をしたのか、それがやはり出てこなければならないと思います。そういうことで、ひとつ検証した内容について伺いたいと思います。

それから、庁内全体から積み上げられてきた事業の中で計画にのらなかった事業で主なものは、例えば産業部のほうからは、こういうやつ上がってきたけれども今回のらなかったと、あるいは教育民生からはこれだと、そういうふうにして予算もあわせて、1つぐらいつ挙げていただければいいと思います。

それから、11 ページであります。11 ページは3-1-5-13 要介護支援介護員育成事業委託料 3,467 万 4,000 円計上されています。当市の在住の介護関係の資格取得者数と現在活動している実数がおわかりであれば伺いたいと思います。

2 点目は、13 名の委託先、どこにどういうふうにして委託するのか伺いたいと思います。

それから、14 ページであります。7-2-1 の観光総務費 358 万 3,000 円です。3 事業の計画内容と事業主体、全体予算と構成団体の負担額、こういうことについて伺います。

それから、7-3-2 公園管理費の臨時雇用賃金 180 万 3,000 円ですが、内容について。というのは、当初予算で臨時雇用賃金が 1,506 万 5,000 円、諸作業賃金が 119 万 4,000 円計上されています。公園管理、今回こういう緊急のということで予算を組まれたというか、下りてきて組むことになりましたが、公園管理についての全体計画がどういう計画をされてこういうふうにして出てきたのか、将来的に例えばこういう助成がない場合のこともあり得ますから、そういうことについて今回はどういう計画をしているのか、将来的にはどうなのかということも含めて伺いたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 初めに、ふるさと雇用の関係であります。

御質問のふるさと雇用再生臨時対策基金事業については、雇用の継続性のほか新規性が問われております。各自治体が企画した新たな事業であることになっており、既存事業の振りかえでないこととされております。先日の議案第 65 号の歳入の補足説明の資料としてお配りしました平成 21 年度 6 月定例議会補正予算ふるさと雇用再生臨時対策基金事業説明資料のナンバーワンに記載しておりますが、今回補正予算に計上しております 9 件の事業については、秋田県ふるさと雇用再生臨時対策基金事業計画書を県に提出し、その後、事業の継続性や雇用機会の創出が高い事業、事業の新規性等について審査を受け採択となったものであります。先ほど資料に記載してあると説明しましたが、現在事業実施中のものは整理番号 1 の白瀬南極探検隊記念館における事業のみであります。今回の補正で 9 件の 34 名の雇用を予定しているところであります。

以上のことから、今回のふるさと雇用再生臨時対策基金事業は、新規の事業であり、現段階での検証というところまでは至っておりません。

また今回、庁内関係部局から提出された計画書 9 件すべてが採択となっており、計画にのらなかった事業はございません。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） にかほ市在住の介護関係の資格取得者数についてでございますが、国家資格でございまして、資格を取ってにかほ市に来られた方などさまざまな形態がございますので、はっきり言って正確な人数は把握いたしておりません。県が認定しているにかほ市のホームヘルパー 2 級以上の人数は 352 名でございます。現在、市内の介護保険事業所で就業している方でございますが、介護福祉士 130 人、ホームヘルパーの 1 級と 2 級で 78 人、介護士 53 人、その他補助員として 111 人、合計 372 人の方が就業されてございます。

13 名の雇用の委託先でございますが、離職者に対し要介護者への生活支援活動を行いながら実践的知識や技術の習得を目指した研修の受講などにより介護員の育成するこの事業の説明を行いました。

て希望を取った結果、社会福祉協議会が1人、象潟健成会が6人、アタカンテが1人、和心が5人、計13名の申し込みがあったため、これらに委託する計画でございます。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 7款2項1目観光総務費、補正予算についてであります。

11節需用費の9万5,000円は、議案第65号の補足説明の中で一部説明しましたように、奥の細道紀行320年記念事業のカードラリーの御当地カードの印刷代であります。本年は松尾芭蕉が元禄2年、深川の芭蕉庵から東北へ旅に出立したときから320年目の節目に当たることから、趣旨に賛同した奥の細道ゆかりの地全国28各市区町と連携を図って記念事業に取り組み、奥の細道ブームを全国に沸き起こし、奥の細道ゆかりの地へ多くの人々が訪れ、それぞれの地域活性化への貢献を目指すことを目的に実施するものであります。主催は奥の細道紀行320年記念実行委員会で、委員長は大垣市長となっております。

次に、広域連携観光促進事業であります。

13節の委託料につきましては、資料としてお配りしましたふるさと雇用再生臨時対策基金事業説明資料ナンバーワンの整理番号9に記載しておりますが、計画は隣県等の広域事業との連携も活用しながら、市観光PRや誘客、受け入れ体制の整備、イベント開催等、効果的な情報発信により市観光事業の促進を図るものであります。この実務を観光協会に委託するもので、人件費1名の9ヵ月分及びパソコンなど機器増設に係る物件費であります。

日本海きらきら羽越観光圏整備事業であります。

計画内容としましては、地域間連携による連泊商品事業を初め、合わせて7つの事業計画内容であります。事業主体は山形県庄内総合支庁内にある観光コンベンション協会が日本海きらきら羽越観光圏推進協議会の事務局となります。

全体予算についてであります。

当市が参画しない事業を含めた本年度の総事業費は4,856万1,000円で、うち国庫補助対象事業の事業費総額は3,238万2,000円であります。国庫補助額は40%分の1,295万3,000円、補助対象外事業を含めた参加自治体等負担額は2,042万9,000円であります。構成団体の費用負担は、平成17年の国勢調査に基づく人口割で決定され、当市は全体人口の6.9%で負担額は94万9,000円で、他の9市町村は、山形県鶴岡市が670万円、酒田市が477万8,000円、戸沢村が19万3,000円、三川町が26万9,000円、庄内町が90万9,000円、遊佐町が54万5,000円、庄内コンベンション協会が307万2,000円、新潟県村上市が264万2,000円、関川村が26万5,000円、粟島村が10万4,000円となっております。

観光地バージョンアップ事業であります。

計画内容は、にかほの食活用情報発信事業、新観光ルート造成事業、ホスピタリティー向上事業でありまして、事業主体は商工会となり、観光協会と観光課の連携で実施するものであります。予算は総事業費が140万円で、県補助金と市補助金がそれぞれ60万円、商工会及び観光協会の負担がそれぞれ10万円となっております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

●16 番（竹内賢君） 11 ページの要介護支援、それから介護員の育成事業について、現在の内容と  
いうか実態把握、実際は国家試験なので全体はわからないというけれども、例えばこういう内容で  
あって福祉士 130 人とかヘルパーが 78 人とか言われますけれども、職を求めている —— そうい  
ういわゆる資格はあるんだけど働きたいと、だけれど場所がないとか、そういうのを市として  
は把握はしているんですか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） 実際のところ、就業している方については把握できますけれども、  
資格を持っているかどうかまでは把握してございません。

●議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

●16 番（竹内賢君） 私の言い方がちょっと悪かったんでしょうかな、というのは、今新たに 13  
名の方をこういうふうにして —— といつかとらせるようにやるわけですね。そして将来の雇用と  
かそういうのにつなげていきたいというわけですので、例えば資格はあるんだけど、働きたい  
けれども場所がないとか、適当なそういうあれがないということで働けない人がいると思うんです  
けれども、例えば全国的には、資格は取ったけれども特に賃金の関係とかいろいろな労働条件の関  
係でいるわけですね。そういうことについて市としては把握をしているのかということが聞きたか  
ったわけです。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） この事業そのものが何ていうか雇用の拡大、竹内議員さんおっし  
ゃっている資格の持った方も本来であれば含めてでよければいいんですけれども、離職された方が  
主に対象になりますので、そういう方々というのは、ほとんど資格を持っておらない方が多いわけ  
です。ですので、うちのほうとしては雇ってくださる事業所のほうでも同じですけども、この事  
業は 3 年間の事業になりますので、3 年の間しっかり勉強していただいて資格を取っていただく  
という形になっています。人数については把握いたしておりません。

●議長（竹内睦夫君） 16 番議員、よろしいですか。

●16 番（竹内賢君） よろしいというよりも、私の聞いた内容とちょっと —— 。

●議長（竹内睦夫君） わかりやすいように、もう一回話してください。何か食い違っている部分  
があるようですので、はい、16 番竹内賢議員。

●16 番（竹内賢君） すいません。私が聞きたかったのは、さっきも言いましたけども、いわゆる  
資格を取っているけれども現在仕事に就けないと、そういう人方がいるわけですね。どの程度把握  
しているかわかりませんが。したがって、今の場合は資格がない、そして離職をして働きた  
い、そういう人方に道をつくるために今のこの制度があるわけですから、そういう人が今 13 人、資  
格を取っていく、そういう場所が与えられたわけですね。そうすると、資格はあるけれども、まだ  
働きたいけれどもという人との関連は必ずあるわけですよ。そういうことについての何ていうか関  
連性を聞きたいので今聞いたわけです。その辺について市としては働きたいというけれども、資格  
はあるけれども働きたいと、そういう人がどのくらいいるかということ把握していますかという  
ことだったんです。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） 把握いたしておりません。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 竹内議員には大変申しわけございません。答弁漏れがありました。公園のほうであります。

これにつきましては、公園管理費の臨時雇用の内容についてであります。先ほども説明しましたが、お配りしてありますふるさと緊急雇用創出臨時対策基金事業の資料のナンバー2 の整理番号 1 の事業であります。市内の行楽地や公園の樹花木の管理、剪定、追肥及び遊歩道の清掃、草刈り等並びにテング巣病処理などのため臨時職員 2 名を 6 ヶ月間雇用するものであります。

また、当初予算の内容になりますが、にかほ市内には 46 施設の公園施設がありますが、公園管理人、パオ、薫風苑など臨時雇用として 13 人、その他公園管理の諸作業として約 35 人を雇用しております。

公園管理の全体計画として施設の運営管理、清掃、草刈り、芝刈り、施肥、除草剤散布、樹木の剪定、冬囲い等ありますが、良好な公園環境を保持するため毎月実施計画を立て、公園の維持管理に努めております。

その後の御質問の助成がなくなった場合ということではありますが、今後の計画につきましては今回の予想にしなかった助成を受けまして、今後の計画に優先順位等を確認しながら効率的な管理をする資料にしたいと考えております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 昼食のため午後 1 時まで休憩します。

午後 12 時 02 分 休 憩

---

午後 1 時 01 分 再 開

●議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の質疑の段階で議案第 61 号の村上議員の質問に対して、一部答弁が保留されていた部分がありますので、これの発言を許します。市民部長。

●市民部長（齋藤隆一君） 先ほどお答えできなかった部分についてお答えをいたします。

軽減措置を受けることができます基準所得、いわゆる低所得者層、高所得者層のこの範囲でございいますが、世帯の被保険者数によって違ってまいりますので、2人世帯で2人とも保険に加入しているということを例にとりまして申し上げますと、7割軽減は2人の所得が33万円を超えない場合、軽減対象となります。20年度の軽減対象者数は513世帯595人、軽減額は624万7,000円となっております。5割軽減は2人の所得が57万5,000円を超えない場合、軽減対象となります。20年度の軽減対象者は157世帯201人、軽減額は150万7,000円となっております。2割軽減は2人の所得が103万円を超えない場合、軽減対象となります。20年度の軽減対象者は308世帯388人、軽減額は116万4,000円となっております。したがって、いわゆる低所得層の軽減額でございいますが、



20年度の場合は978世帯1,184人、891万9,000円となります。

課税限度額の措置を受けることができる場合、いわゆる高所得層と言われる場合と思われませんが、2人の所得が333万4,000円を超える場合となります。課税限度額が9万円から10万円になると、2人の所得が388万9,000円を超える場合となります。111世帯208人が該当するものと見込んでおります。課税限度による軽減額は、20年度の場合962万9,000円となっております。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 同じく議案第62号で先ほど答弁を保留されていた部分がありますので、これの発言を許します。教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） 釜ヶ台地区4地区についてそれぞれ計測しました。上坂からは13.2キロメートル、下坂からは13.3キロメートル、冬師からは13.7キロメートル、釜ヶ台からは11.1キロメートル、ちなみに院内小学校と中学校の距離は1.5キロメートルです。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 次に、4番池田好隆議員の発言を許します。4番池田好隆議員。

●4番（池田好隆君） 通告の何点かについて質問をいたします。

最初に10ページ、2款総務費の関係でございます。交流促進事業費の中の15節の工事請負費、西施像の設置工事88万3,000円でございます。御承知のとおりねむの丘の高台には西施像が既に設置されておりますが、説明がありませんでしたので、この88万3,000円の工事の内容についてお伺いをいたします。

11ページ、介護保険の関係ですが、先ほど同僚議員の質問、答弁等で理解いたしましたので割愛いたします。

12ページ、4款衛生費、健康増進総務費の中の委託料でございます。病院看護補助事業386万4,000円でございます。3人の雇用という説明がありましたが、受け入れ病院はどこなのかと。それから、期間みたいなものはどのぐらいかと。それから、本人の資格、こういった面はどうなっているのかと、その辺についてお伺いいたします。

同じく12ページ、4款でございます。衛生費の、これも健康増進総務費19節負担金補助及び交付金、由利組合総合病院の医療機器整備補助金300万円措置されてございます。これについて由利組合総合病院に対する、こういった医療機器補助、こういったものについて助成の過去の実績、それはどのようになっているかということをお伺いします。

さらに、由利組合総合病院は地域中核病院として市民の期待が大きいわけでありまして。今、消化器科の医師不足から診療の制限があるということで市民は不安感を持っております。病院経営、こういったものについて行政と厚生連と話し合い等があるのかどうかと、これをお伺いします。

最後、10款でございます。15目の歴史の里づくり事業、自治宝くじの資金を使っての院内油田の跡地整備1,000万円措置されてございます。この院内油田について全体的な整備構想、こういったものについてお伺いいたします。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 初めに、2款関係についての答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 西施像設置工事の内容について御説明いたします。

このたび由利本荘市の株式会社秋田石材さんから西施の石像を寄贈していただくことになり、蚌

満寺境内に設置するものでございます。この西施像の素材は花崗岩で、中国の彫刻技術者の作品で、高さが1.7メートルでございます。蚶満寺境内の設置場所は、既設の松尾芭蕉像の散策路を挟む向かいの池のほりを予定しております。台座は松尾芭蕉像や周囲の環境との調和を図ることから、鳥海石を使用することとしております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 次に、4款関係についての答弁を健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） それでは12ページ関係の御質問にお答え申し上げます。

事業の受け入れ病院、委託先でございますが、医療法人薫風会象潟病院でございます。3人の雇用期間については、今年度は7月から3月までの9ヵ月間となりますが、この事業は3年間の事業でございます。雇用される方の資格は不要でございますが、看護補助や身の回りの世話などに従事しながらしっかりと勉強して資格を取っていただくためのものがございます。委託先の病院では、定年退職者の補充として引き続き雇用したいという考えを持ってございます。

それから、次に由利組合総合病院に対する医療機器補助の実績といたしましては、今まではございません。平成19年度に小児科・産婦人科医師の確保を支援し、地域医療の充実を図ることを目的といたしまして200万円の補助の実績がございます。今回の補助は眼科医常勤医師確保に伴う医療機器の整備に関する補助金でございます。

また、由利組合総合病院における病院経営につきましては、年2回、病院運営協議会が開催されております。その委員として、にかほ市からは市長、議長、自治会代表者3名が出席されて経営状況の協議がなされておるところでございます。

●議長（竹内睦夫君） 10款についての答弁を教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） 院内油田跡地、山根館跡地、七高神社、禅林寺、陽山寺などの一帯を院内歴史の里づくり事業として整備することとしております。

その事業概要は、案内板、油田説明板、施設紹介板、誘導看板などを各所に設置し、ポンピングタワー等やぐら周辺を野芝やアスファルト舗装、敷き砂利を行い、木さく、ベンチの設置を計画しております。

全体整備構想でありますけれども、近代遺産に登録されたため、油田の本来の施設のポンピングタワーに関するもの、やぐらに関するものについては手をつけることはできません。それで、あの周辺の今言ったような整備を図るということと、それから案内板を設置してわかりやすく説明、誘導するというようなことを考えた次第であります。

●議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

●4番（池田好隆君） 4款のこの由利組合総合病院に対する機器整備補助金300万円、これについて再度お伺いいたしますが、全体の事業費みたいなものはどのぐらいなのでしょう。ちょっと説明あったのかなと思いますけれども、それに対して由利本荘市はどのぐらい、にかほ市はどのぐらい、にかほ市300万円ということですけども、その辺ちょっと再度お伺いいたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） 全体の事業費でございますが、2,856万5,250円が全体事業費でございます。そのうち由利本荘市が1,000万円の補助でございます。その約3分の1がかほ市300

万円というふうになってございます。

【4番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（竹内睦夫君） 次に、12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 最初に7ページですが、説明ありましたけれども、年度途中からの減額ということでちょっと疑問を持ったので、これは前年度末あたりから連絡等あって進めることができたのか、あるいは急だったのか、その辺の経緯について説明をお願いします。

二つ目は10ページですが、男女共同参画講演会、前年度参加しましたが、前段の劇など大変よかったと思いますが、講演そのものは果たしてこのテーマにふさわしかったのかという疑問を持ったのですが、評価をされて、それが今年度に生かされるということだと思いますので、どういう評価であるのか、あるいは今年度どういう方針でいくかわかったらお願いします。

三つ目は過年度の過誤納付金、これは2社については把握していたようですが、その他については把握できなかったという説明でしたので、把握の仕方がどのようになっているのかということについてお尋ねします。

四つ目は全体にかかわるので、先ほども一部ありましたけれども、期間によってもちょっと違うわけなんですけれども、これまでの雇用累計は、これまでの雇用したのをただ累積していく単純なのでいいかどうか、その辺のことを含めてお願いします。

●議長（竹内睦夫君） 初めに、答弁、健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） 初めに、すこやか子育て支援事業費補助金の変更の経緯についてであります。本事業は秋田県の単独事業でございまして、県の厳しい財政事情の中で保育料助成を安定的、あるいは継続的に実施していくために変更されるものでございまして、当初は子育て税の考えもございましたが、県議会におきまして否決されたことなどによりまして今回の変更に至ったものでございます。

変更の基本的な考え方といたしましては、現行制度以上に保護者の応能負担の考え方を強くし、所得税の課税世帯は2分の1助成から4分の1助成にするものでございます。また、県民の要望を踏まえた形で新たにゼロ歳児の保育料助成を加えたものとなっております。

県からの説明でございますが、当初予算策定時には県からはございません。新年度に入ってから説明で、急きょ8月1日からの実施というような形になったものでございます。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 次に、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 男女共同参画講演会についての評価についてお答えいたします。

昨年度の男女共同参画講演会は、講師に内閣総理大臣拉致問題担当補佐官で前男女共同参画担当大臣の中山恭子氏をお招きし、10月18日、象潟中学校体育館を会場に開催いたしました。この講演会には約850名の多くの市民から御来場をいただいたところでございます。

この講演会会場において感想や希望など自由記載など十の設問によるアンケートを実施いたしました。このアンケートには68%に当たる580名ほどから回答をいただき、講演会の感想としては「大変よかった」が322人、「よかった」が246人の98%の方々から高い評価を得ております。

今年度の講演会については、秋田地方法務局を介しまして秋田県から委託金として支援を得なが

ら開催する計画ですが、ちょうどしております貴重な意見等を踏まえ、秋田エフエフ推進委員 4 名との協議の中で講演会の開催を計画しております。講師には、難病クローン病を発症した奥田良子さんと、その病を乗り越えるため支え続けてきた夫が挫折から社会復帰に至るまでの体験をもとにした講演内容を各地で開催された男女共同参画講演会で好評を得ているエスペランサのグループ、このグループは御夫婦でのグループでございます。この方を予定しているところでございます。

次に、過年度過誤納付金の把握方法についてお答えします。

補正分の過年度過誤納付金は、法人市民税の予定納税分でございます。当初予算計上時では、今年 1 月時点での会社、公表の業績等を勘案し、3 月期決算の予想に基づき計上しております。公表されなかった法人の 3 月期決算の申告書は 5 月末、または 6 月末に提出することとなっております。したがって、今回は予定納税している申告未提出の 3 月期決算の主な法人に対しては、5 月末に直接電話で聞き取りするなど決算状況を把握し、また、それ以降の決算の法人については業種ごとの業績等を予想した上で予定納税の還付の有無を判断して積算したところでございます。

次に、ふるさと再生臨時対策金等を含めたこれまでの雇用の累計についてお知らせいたします。

今回の 6 月補正で計上しております、ふるさと雇用再生臨時対策基金事業分の 34 名及び緊急雇用創出臨時対策基金事業の 4 名を含めまして 162 名となっております。内訳としては、秋田県緊急雇用創出臨時対策基金事業として 100 名、にかほ市単独緊急雇用事業として 5 名、ふるさと雇用再生臨時対策基金事業として 35 名、それに加えて 4 月 1 日からの通常の臨時雇用職員として 22 名、合計で 162 名でございます。以上で終わります。

●議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） 男女共同参画講演会のアンケートについてお尋ねします。

講演、「大変よかった」と「よかった」が圧倒的多数ということですが、講演に対する自由記入等で意見がなかったかどうか。私の聞いていた周辺の人々の反応なども含めると、ウズベキスタンの話、日本人がいかに建設にかかわったか、そして拉致問題、いつ男女共同参画が出てくるのか出てくるのかというささやきもありましたし、そういう面でのアンケートに対する回答はありませんでしたか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 御指摘のとおり講演内容が拉致問題等のほうの内容が多かったわけなんですけれども、それに対して講演会に来られた方々のアンケートの中に対しては、それに触れたものはございませんでした。ただし、こういう意見が一つありました。「関心のない人も足を運びたくなるような講演会を開催していただき、男女共同参画の理解を進めてほしい」という要望はございました。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 次に、19 番佐々木平嗣議員。

●19 番（佐々木平嗣君） 農業費についてお伺いいたします。

今こそチャレンジ農業夢プラン応援事業補助金について、対象者が何人いての予算か、また、内容をお伺いいたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 今こそチャレンジ農業夢プラン応援事業につきましては、現在、認定を受け、本予算に計上されている助成対象者は、個人で15人、営農組織で3団体であります。

取り組みの内容は、夏期のパイプハウスの設備が4件、大豆・花き生産機械導入が6件、水稻直播機械導入が1件、花き・アスパラガスのほ場整備が2件、繁殖牛の増頭が6人で16頭となっております。以上であります。

●議長（竹内睦夫君） 19番佐々木平嗣議員。

●19番（佐々木平嗣君） ちょっとお伺いします。私まるっきり農業のことわからないのでお伺いしますが、一般の方々が今の例えば田畑を借りて農業をやっている方、趣味でやっている方が若干おると思いますが、その方々も対象になる場合はあるのでしょうか、それ1点だけお伺いします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 現在、米価の低迷等あって、国もそうでありまして、市としても複合経営ということで進めているところでありまして、そういう意欲のある経営に発展させるためにこの複合経営の拡大などを積極的に取り組んでいる方に対して支援するということでありますので、趣味とかそういう——できるだけ農業で充実するという方々に支援するものであります。

●議長（竹内睦夫君） 次に、20番池田甚一議員。

●20番（池田甚一君） 1点だけ通告しております。

13ページ、林業費の森林総合研究所からの補助金でございます。この種の補助金としては非常に補正——特に補正では多額の補正予算でございますけれども、この予算のねらいとするところはどのようなところにあるのか、あるいはまた、ここに説明にありますように林道、作業道を開設するための予算であることはわかりますけれども、例えば現在の経済対策やら、あるいはまた雇用対策なども含んだ色合いの強い補正予算であるのか、その辺のあたり。もしそうであるとするならば、今後実際に予算を使って作業を進める上で、どのような計画を立てておられるのか、その辺のあたりを説明してください。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） お答えします。

作業道の開設に要する費用として13節委託料の110万3,000円、15節の工事請負費で1,575万円、計1,685万3,000円を計上しているものであります。

作業道開設の内容は、分収造林契約地である象潟町横岡字上ノ山造林地内に約1,000メートル、これは延長であります。延長にして約1,000メートル。象潟町大砂川字小屋ノ沢造林地内に約2,000メートルを開設するものです。造林契約者である森林総合研修所においては、平成20年度第二次補正予算による地域活性化対策のうち、森林・林業活性化対策により木材の搬出コストの低減等に不可欠な造林用作業道の整備等、森林資源活用のための基盤整備を促進することにより森林・林業の活性化、水源涵養や森林の持つ多面的機能の向上を図ることとしておりますので、ねらいとしましては森林・林業の活性化、水源涵養や森林の持つ多面的機能の向上を図ることがねらいとしております。

上ノ山造林地は昭和46年、7年に、小屋ノ沢造林地は昭和45年から58年に植林され、早いもの

で38年経過しております。両造林地とも間伐の時期に入っており、作業の効率化等のため路網の整備が望まれていたところでありまして、この事業の実施が決まったものであります。計画としましては、間伐の時期に入ったために作業の効率化のため路網の整備ということであります。

事業の執行に当たっては、森林総合研究所と協議しながら、市内事業者を対象に、雇用拡大や活性化につながるような発注方法を検討する予定であります。以上であります。

●議長（竹内睦夫君） 20番池田甚一議員。

●20番（池田甚一君） 大変よくわかりました。それで作業道、今後の補正予算、研究所からの実際の間伐を進めるための何か具体的な、さらなる補正予算の措置があるかどうかいかがでしょうか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） これにつきましては、ただいまお話ししましたように第二次補正予算による対策でありまして、今後の具体的なものについては情報としてはいただいております。

●議長（竹内睦夫君） ほかに議案第65号に対する質疑、ほかにございませぬか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第65号に対する質疑を終わります。

次に、議案第66号平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について及び議案第67号平成21年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第2号）についての2件の質疑を行います。両案に対する質疑ございませぬか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第66号及び議案第67号の質疑を終わります。

次に、議案第68号平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。初めに16番竹内賢議員。

●16番（竹内賢君） 12ページの社会教育費関係で、いろんな12ページ、13ページでいろんな――特に耐震診断関係が出されています。そこでですね、地域活性化経済危機対策臨時交付金ですので、懸案のいろんな事業について教育委員会としては検討をしたのじゃないでしょうか。そういうことでこの交付金を原資とする事業を提案するに当たって、社会教育の充実のために懸案の象潟公民館図書室の改善関係の提案をしなかったのかどうか、それを1点伺いたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） 象潟公民館図書室改善の予算要求はしておりませぬ。

●議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

●16番（竹内賢君） 判断が、いわゆる教育委員会であると思います。というのは、今まで例えば宝くじの助成金を求めてやったということがあるわけですけども、それがだめになったと。そういういわゆる助成を求めて事業を提案するということは、緊急性とかそういう地域に対しての活性化とか、そういうことがあるのじゃないでしょうか。その点についてのこの大金が投じられる、いわゆる国の交付金のものに当たって全然考慮はされなかったのですか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） 竹内議員も十分わかっているようではございますけれども、地域活性化経済危機対策臨時交付金の事業趣旨は、安全・安心の実現、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、それと将来に向けた地域の実情に対応するもの、この地域というのは狭い地域でなくて、にかほ市とか秋田県とか自治体を指しております。の事業でありました。図書室の改善については過去に白木文庫と専門図書を別に移して、わずかでございますけれども改善しております。このようなことから地域活性化云々の事業趣旨に照らして予算要求はしませんでした。

●議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

●16番（竹内賢君） 将来を目指してということで、そういう地域が活性化する、いわゆる子供たちとかそういうあの——育てる、そういうことが今回のこの臨時交付金には該当しないという判断なのですか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） 該当するであろうとは思われます。ただし、このほかのメニューも見てもらえばわかるように、その優先度とか、要は費用対効果とかさまざまな観点から総合判断しまして、我々はその図書室の改善というものは予算要求しなかった次第です。

●議長（竹内睦夫君） 次に、15番榊原均議員。

●15番（榊原均君） 最初に11ページなんですけれども、消防費の消防設備についてなんですけれども、消防ポンプ舎の建設工事に今回の交付金を充てておりまして、建設予定地がどこになるのかなということです。それと、この金浦小学校の周辺は、まちづくり交付金事業での整備が予定されておりますけれども、この辺との兼ね合いについて御説明いただきたいと思います。

続いて、12ページの備品購入なんですけれども、今回この臨時交付金で地デジ対応のテレビ等をですねトータルで210台、そのうち学校関係が101台ということでございますけれども、当然、交付金の性格上、私は地元からの購入を考えているのかなという感じをいたしますけれども、まずこの辺のところをひとつ伺いたい。その購入に当たっては、どのような考え方で向かわれるのか、その辺のところもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

それから、この予算の中を見ますと、事業内容の中に、この備品購入のほかにはですね、アンテナ工事等ということも含まれておりますけれども、どの程度この予算の中で備品購入費と工事費の割合ですね。この辺わかればお知らせをいただきたいと、そう思います。

それから、この中にですね、今リサイクル料金もありますので、このリサイクル料金がこれに含まれているかどうか。

それから、今盛んに追加対策でエコポイント云々というようなことがあります。きょうもその内容について若干報道されておりましたけれども、この制度をですね今回この購入に当たって使われるかどうか、その辺のところもお聞かせをいただきたいと、そう思います。

それから、今回このトータル200台を超える台数なんですけれども、今の時点でこのテレビのインチですね、例えば37とか42とか、その辺までもしわかればですね、このインチの台数何台とか、そういうところ今検討して、わかる範囲内で結構ですので、わかればお知らせをいただきたいと、そう思います。

それから、小中学校に対して101台という数字が載っておりますけれども、現在にかほ小中学校にトータルでこのテレビが何台ぐらい設置されているのか、その中で地デジに対応できるテレビがあるのかどうか、もしあるとすれば何台ぐらいあるのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思えます。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、消防長。

●消防長（中津博行君） 消防ポンプ舎の建設工事の予定地はどこかということですが、旧金浦小学校跡地の一角に予定しております。

それと、まちづくり交付金事業で建設予定と重複しているかということですが、重複していないとの認識をしております。

詳しいことは所管より御説明があるのかなと思えます。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 今回の地デジ対応に対する備品購入等については、予算措置としてはさまざまな部署で措置しております。一般会計の市長部局については総務部の財政課、教育委員会の学校関係については小学校管理費、中学校管理費、あとフェライト子ども科学館等々の社会教育施設については社会教育課のほうにそれぞれ措置しております。ただし、購入に当たっては総務部財政課のほうで一括その事務に当たるとということで、私のほうからその購入方法等について御説明いたします。

本市においては地域経済の不況が顕著にあらわれました昨年来、公共事業の発注及び物品購入に当たっては、原則地元業者への発注を基本とする方針をとってございます。また、今回の交付金の活用に当たっては、地域の中小企業等の受注機会に配慮するように国からも要請されているところでございます。このことから、地デジテレビ対策事業に限らずその他の事業においても、原則地元業者への発注を基本として考えております。

地デジテレビの発注方法についての御質問でございますが、方法としては一括発注や各施設ごと、各地区ごとの分割発注、あるいは型式ごとの単価契約方式などさまざまな発注形態が考えられますが、市としては市内家電販売全店がこの事業に携われる方法も模索しながら、現在、商工会とも協議を行っているところでございます。

備品購入費の中にはテレビを据えつける場合の部品等、あるいは据えつけ工費等は含まれております。ただし、その割合が幾らかということについては、それぞれ違いますので一概には申し上げられません。

それから、エコポイントですけれども、国からの助成措置に基づいてのテレビ購入でございますので、エコポイントの該当にはなりません。

あと、それぞれの台数等については、把握しているものについて財政課長のほうから説明させていただきます。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、財政課長。

●財政課長（佐藤家一君） 今回の210台の内訳について、インチごとに台数を申し上げます。

施設は50の施設になります。テレビの型式なんですけれども、17型から52型までの10種類が



ございます。17型が16台、19型が3台、20型が20台、26型が18台、32型が24台、37型が117台、42型が9台、46・47・52型がそれぞれ1台ずつであります。

それから、現在の設置台数と設置されている中で既に地デジ対応になっているものがあるかということなのですが、これについては委員会用ということで各施設にきょうまで報告するよというふうなことで把握いたしておりませんので、委員会の席で申し上げたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 15番榊原均議員。

●15番（榊原均君） 1点目のあれですね、多分担当のほうから、今、消防長のほうから答弁あるというふうなことでしたけれどもなかったもので、どなたか説明していただきたいということ、まず一つ。

それと今、部長、課長のほうから御説明ありました。それで、この地デジ対応のテレビの購入に当たっては、これはメーカーはある程度指定を考えているのかどうか。例えばこのメーカーとこのメーカーとこのメーカーとか、その機種ですね。その辺はどのように考えておられるのか。

それと、にかほ市管内ですら、電気屋さん、該当するお店屋さんがどの程度あるか把握しているかどうか、その辺のところもお知らせいただきたいと思います。

それから、今、商工会云々ということいろいろお話し合いしている部分があると言いますけれども、仮にそのお店屋さんが商工会の会員でないという店が仮に何店舗かあった場合に、このあたりの対応をどのように考えておられるか、今時点で考えられていることがありましたらお知らせをいただきたい思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

●建設部長（佐々木秀明君） それではポンプ舎関係について若干、まちづくり交付金事業の担当ということから補足説明したいと思います。

今、御存じのとおり小学校の跡地を解体しまして、今、用地の全体的な測量をやっております。この後いろいろと計画されているその公園の整備の計画、あるいはコミュニティー防災センター、あるいは防災の倉庫っていうんですかね、保管庫というんですか、そういうものを建設するというの、また設計のあるものはこの後また発注するというふうなことになっております。それで、今、ポンプ舎についての建設については、何かまちづくり交付金サイドでも当初一緒に建設できないかというふうなことで大分国のほうとも相談したらしいのですが、あくまでも市という行政のほうでやるべき施設だということで、まちづくり交付金事業の自由ではできないと。ただし、せっかくの施設なものですから、でき得れば一体的な活用というんですかね、それができるような方向で、そのポンプ舎も車庫もついでにできるような全体的な構想というんですか、これから配置等、消防とも相談しながら建てたいなというふうなことで考えております。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） テレビのメーカー指定の件でございますけれども、一般的なメーカーに対して購入したいということで、特定のメーカーとしての指定はしませんけれども、例えば海外からの輸入されるものとか、それから我々があまりなじみのないメーカーもありますので、そのようなものについては排除したいというふうにして、一般的なメーカーで行いたいと考えております。

それから、市内にある電気店でございますけれども、今現在把握しているのが14店というふうにして今把握しております。

なお、購入に当たっては、商工会に加入、未加入、それは問うてはございません。それはその商店ということで取り扱ってまいりたいと思います。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 15番榊原均議員。

●15番（榊原均君） 今の建設部長のお答えなんですけれども、ちょっと確認をさせてください。

このポンプ車庫は、そのまちづくり交付金事業では認められなかったということで、要するに自前でやらなくちゃいけないということなんですけど、今回この交付金を使ってやると。その場所は、まちづくり交付金の一つの整備する地域になってはいますけれども、特別これは建てても何しても自前でやるのだから関係ないよという解釈でよろしいのかどうか、それ1点ちょっと確認させてください。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

●建設部長（佐々木秀明君） そのとおりです。

●議長（竹内睦夫君） 榊原議員、よろしいですね。

●15番（榊原均君） リサイクル料金と、それから各学校のですね、学校の中で買っている地デジ対応のテレビが何台ぐらいあるのか、その辺もしわかったらということなんで——そのリサイクル料金の件ちょっと、お願いします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 大変申しわけございませんでした。

リサイクル料金については、手数料の12節役務費の中に計上してございます。備品購入費には含まれてございません。

●議長（竹内睦夫君） 同じく議案第68号について、12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 2点あります。

一つ目は9ページの火災警報器給付事業ですが、これは大変よかった、これもよかったというふうに思っておりますが、この給付の範囲と件数はどのようになっていますか。

二つ目は、これ全体にも関係あるわけですが、備品購入の関係で低公害車、これは13年以上たっているものを下取りと、廃車する場合は税金の助成がある等いろいろあるわけですが、廃車する車の状況、それから今回の事業で導入した分は、どの程度の利点が生じるのか、その2点についてお尋ねします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） 住宅用火災警報器の給付対象者でございますが、昨年度に実施いたしました灯油購入費等助成事業と同じく、生活保護世帯のほか高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯の平成21年度市民税非課税世帯を対象とするものでございます。ただし、公営住宅、民間賃貸住宅に入居されている世帯及び特別養護老人ホームなど施設入所世帯は除かれます。

また、件数でございますが、今年度の課税状況をまだ把握できておりませんが、昨年度の灯油購入等助成事業の世帯数を参考にいたしまして、それから公営住宅等の入居世帯を除き、要件該当者

の状況によりまして設置台数は2台を限度としておるために、全体では約1,400世帯、2,000台分を見込んだものでございます。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 本市の低公害車導入に当たっての車の状況についてお知らせします。

本市の地球温暖化防止実行計画の対象となっている車両は69台ございます。現在、対象車両の69台のうちハイブリッド車が2台、低燃費・低排出ガス認定車が29台として購入済みでございます。それ以外の車両については、年次計画で低公害車へ移行することとしております。

今回の補正で4台の低公害車の購入で、これはいずれも老朽化に伴う更新でありますので、従前の車は廃車いたします。これにより低公害車は35台となります。

導入の利点は、地球温暖化防止対策の一つでもあり、CO<sub>2</sub>などの有害ガスの排出量の削減となります。また、1リッター当たりの燃費が1.5倍から3倍となることから、通常の運行コストの節減が図られることとなります。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 火災警報器の関係でお尋ねします。

これは今、該当するであろうという世帯で、既に取りつけているというところもあるかもしれない。その場合も同様に同程度の助成を考えているのか、その辺の扱いについてお尋ねします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） ただいまの御質問でございますが、既に設置されている方も予想されますが、そのような場合、例えば2階に寝室がある場合など、階段にも必要な場合もございますので、そのような場合は階段に設置するなど、1台は助成したいというふうに考えてございます。

●議長（竹内睦夫君） 健康福祉部長。

●建設部長（佐々木秀明君） 今設置されている火災警報器そのものについての補助はいたしません。

●議長（竹内睦夫君） よろしいですか、12番。

【12番（村上次郎君）「はい」と呼ぶ】

●議長（竹内睦夫君） 次に、6番佐藤文昭議員。

●6番（佐藤文昭君） 9ページの旧象潟中学校の解体及び跡地整備工事として1億799万1,000円ありますけれども、この跡地整備後の活用策について伺います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 旧象潟中学校跡地の解体後の活用についてお答えします。

旧象潟中学校跡地については、解体後、整地を行いまして近隣住宅への飛散防止などに配慮し、芝等の種子を播いて管理していくこととしております。

跡地の活用につきましては、にかほ市総合発展計画における前期基本計画が平成23年度で終了いたしますので、平成24年度から始まる5ヵ年の後期基本計画の中で検討してまいりたいと考えております。しかし、にかほ市学校教育将来構想策定委員会からの提言の中で、象潟地域の小学校の統合について検討すべきとされておりますので、小中学校一貫教育の観点から、その候補地としても

考えられるわけでございますので、その辺も踏まえまして後期計画の中で検討してまいりたいと考えております。

なお、旧校舎のうち、現在、書庫として活用しております昭和 51 年と 53 年に建てられました特別教室 2 棟、442 平米でございますけれども、耐震診断の上、必要があれば補強し、また既に耐震化されております教室 1 棟、平成元年の建築でございますけれども、267 平米とともに残しまして、解体によって生ずる道具等の保管庫として活用したいと考えております。

また、当面は市民グラウンドで開催されますスポーツ大会やイベントなどの駐車場としても活用したいと思っております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 6 番、よろしいですか。

【6 番（佐藤文昭君）「はい」と呼ぶ】

●議長（竹内睦夫君） 議案第 68 号に対する質疑、ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 68 号の質疑を終わります。  
所用のため、2 時 20 分まで休憩します。

午後 1 時 57 分 休 憩

---

午後 2 時 22 分 再 開

●議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 12、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第 6 条の規定により、議案第 65 号及び議案第 68 号の審査のため、議長を除く 23 人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、年長議員から司会をお願いします。23 番山田明議員。

暫時休憩します。

午後 2 時 23 分 休 憩

---

.....

## 一般会計予算特別委員会会議録

### 出席委員（23名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 飯 尾 善 紀 | 2 番  | 佐々木 正 勝 |
| 3 番  | 市 川 雄 次 | 4 番  | 池 田 好 隆 |
| 5 番  | 宮 崎 信 一 | 6 番  | 佐 藤 文 昭 |
| 7 番  | 佐々木 正 明 | 8 番  | 小 川 正 文 |
| 9 番  | 伊 藤 知   | 10 番 | 加 藤 照 美 |
| 11 番 | 佐々木 弘 志 | 12 番 | 村 上 次 郎 |
| 13 番 | 菊 地 衛   | 14 番 | 佐々木 清 勝 |
| 15 番 | 榊 原 均   | 16 番 | 竹 内 賢   |
| 17 番 | 佐 藤 元   | 18 番 | 齋 藤 修 市 |
| 19 番 | 佐々木 平 嗣 | 20 番 | 池 田 甚 一 |
| 21 番 | 本 藤 敏 夫 | 22 番 | 佐々木 正 己 |
| 23 番 | 山 田 明   |      |         |

.....

### 議会事務局職員

議会事務局長 佐藤 文 一 局長補佐 佐藤 正 之  
庶務係長 佐々木 孝 人

.....

### 説明員

|             |         |               |         |
|-------------|---------|---------------|---------|
| 市 長         | 横 山 忠 長 | 副 市 長         | 横 山 昭   |
| 教 育 長       | 三 浦 博   | 企 業 管 理 者     | 佐々木 勝 利 |
| 総 務 部 長     | 佐 藤 好 文 | 市 民 部 長       | 齋 藤 隆 一 |
| 健 康 福 祉 部 長 | 木 内 利 雄 | 産 業 部 長       | 伊 藤 賢 二 |
| 建 設 部 長     | 佐々木 秀 明 | 教 育 次 長       | 佐々木 義 明 |
| ガ ス 水 道 局 長 | 阿 部 誠 一 | 消 防 長         | 中 津 博 行 |
| 会 計 管 理 者   | 大 場 久   | 総 務 部 総 務 課 長 | 森 鉄 也   |
| 財 政 課 長     | 佐 藤 家 一 | 防 災 課 長       | 長 谷 山 良 |
| 市 民 課 長     | 竹 内 規 悦 | 健 康 推 進 課 長   | 鈴 木 令   |

.....

午後 2 時 24 分 開 会

●年長委員（山田明君） にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することにします。

ただいま出席している委員は 22 人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第 16 条で規定する定足数に達しております。ただいまから一般会計予算特別委員会を開会します。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に 23 番、私、山田を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、9 番伊藤知委員を推薦します。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員（山田明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には 23 番、私、山田を、副委員長には 9 番伊藤知委員が決定しました。

23 番、私、山田及び 9 番伊藤知委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第 32 条第 2 項の規定に準じて告知します。

【年長委員（山田明君）、年長委員としての任を解かれ、一般会計予算特別委員長として議事をとる】

●一般会計決算特別委員長（山田明君） 一般会計決算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第 65 号及び議案第 68 号をそれぞれの一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（山田明君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。

午後 2 時 27 分 散 会

.....

午後2時27分 再開

●議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、議案及び陳情・請願の付託を議題とします。

ただいま議題となっています議案第59号から議案第68号までの10件は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

次に、陳情第4号から陳情第6号までの3件及び請願第2号は、お手元に配りました陳情文書表及び請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

日程第14、請願の紹介を議題とします。今定例会に提出された請願第2号「にかほ市象潟郷土資料館」を「奥の細道象潟芭蕉記念館」と暫定的な衣替えに関する請願書の紹介を求めます。15番榊原均議員。

【15番（榊原均君）登壇】

●15番（榊原均君） それでは、私のほうから請願2号につきまして御説明を申し上げたいと思います。

「にかほ市象潟郷土資料館」を「奥の細道象潟芭蕉記念館」と暫定的な衣替えに関する請願でございます。

内容については、もう皆様一読しておられると思いますので省略をさせていただきます。

今回のこの請願でございますけれども、いろいろ観光客の方々から芭蕉に関する事で聞かれるということが多々あるようでございまして、それについて何ら芭蕉に関するそういう歴史的なものや資料が全然展示されているところがないということで、何とかその郷土資料館を使ってですね、そういうものを展示できればなということの出発なようでございまして、これは郷土資料館の今の看板を撤去して、新たに「芭蕉記念館」というものを上げるということではなくて、あくまでも郷土資料館は郷土資料館として残して、その隣にこういった「芭蕉記念館」という看板を立てるということで、これは資料館そのものがですね補助事業の関係もございまして、文科庁等に問い合わせたところ、特別問題はないというそういう回答を得ているようでございまして。これから少しでもにかほ市を訪れた観光客に芭蕉に関するものがあそこに行けばありますよということをやりたいということで、最終目的はこの記念館の建設ということなんですけれども、これは到底今考えられる状況でもないし、いつ実現するかもわからない状況でございますので、その辺もこの請願されている方々も十分認識をしていると聞いております。それで請願者はですね、にかほ市象

潟町道の駅商店会会長、それからにかほ市象潟町旅館業組合組合長、にかほ市観光協会副会長、にかほ市商工会長、にかほ市象潟日中友好協会会長、にかほ市郷土史研究会副会長、象潟町象友会会長、以上の方々の請願でございます。

慎重に十分審査をした上で御採択いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

●議長（竹内睦夫君） ただいまの説明に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで請願の説明を終わります。御苦労さまです。

これで請願の紹介は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうも御苦労さまでした。

午後 2 時 33 分 散 会

---